

八潮市男女共同参画推進活動事業委託実施要綱

平成24年 6月 1日
まちづくり企画部長 決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市内で活動する市民団体等から男女共同参画を推進するための事業の提案を受けて、当該事業の実施を市民団体等に委託して実施することにより、市民の主体的な活動による男女共同参画社会の推進を図ることを目的とする。

(対象団体)

第2条 委託の対象となる団体は、市内に活動の主体を置く3人以上の団体とする。ただし、営利又は特定の政治活動若しくは宗教活動を目的とする団体及び市から他の助成を受けている団体は除くものとする。

(対象事業)

第3条 八潮市の男女共同参画を推進するため、広く市民に啓発できる次の事業とする。また、当該事業に対し他に補助金等を受けていない、または、受ける予定のない事業とする。

- (1) 家庭生活・地域活動における男女共同参画を促進する事業
- (2) 政策・方針決定過程の場への女性の参画を促進する事業
- (3) 人権尊重・男女平等意識の高揚につながる事業
- (4) ワーク・ライフ・バランスを促進する事業
- (5) 女性の就業支援につながる事業
- (6) 性差に配慮した生涯を通じた健康支援の推進に関する事業
- (7) 女性に対する暴力の防止に関する事業
- (8) 子育て中の親の支援につながる事業
- (9) 男女共同参画を推進する高齢者の生きがい活動を推進する事業
- (10) 男女共同参画を推進する障がい者の自立支援につながる事業
- (11) その他男女共同参画社会づくりの推進に役立つと認められる事業

(対象経費)

第4条 事業の実施に直接必要となる次の経費とする。ただし、受託団体会員への謝礼や食料費は対象外とする。

- (1) 講師謝礼
- (2) 会場使用料、器具等の賃借料
- (3) ポスター、チラシ、資料作成に関わる印刷費、材料費、通信運搬費、保険料

(委託料)

第5条 予算の範囲内において、1団体あたり5万円（消費税相当額を含む。）を上限とする。

(委託契約)

第6条 事業の委託を受けようとする団体は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 男女共同参画推進活動事業委託申込書（様式第1号）

- (2) 男女共同参画推進活動事業計画書（様式第2号）
- (3) 事業収支予算書（様式第3号）
- (4) 会員名簿（様式第4号）

（委託先の選定）

第7条 市長は提出された書類を審査し、採用する委託団体を選定する。

2 選定にあたっては、事業の公益性、効率性、効果性を基に総合的に判断する。

（委託契約）

第8条 市長は前項により選定した団体と業務内容に関する細目的事項について、選定された団体と市との間で協議の上、委託契約を締結する。その際、協議の上、応募があった内容の一部を変更する場合がある。

（実績報告）

第9条 委託を受けた団体は、委託事業終了後、速やかに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 男女共同参画推進活動事業委託完了報告書（様式5号）
- (2) 男女共同参画推進活動事業収支決算書（様式6号）

（委託契約の解除等）

第10条 市長は、団体が次の各号に挙げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、委託契約を解除し、既に支払った委託料の全額若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に定める事項に違反したとき。
- (2) 委託契約の内容に違反したとき。
- (3) 偽り、その他不正な手段により委託料の支払いを受けたとき。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年 6 月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4 月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 6日から施行する。